

## 教員紹介

氏名	赫 高規	担当科目	中小企業法
略 歴			
出身地	宮城県仙台市		
出身大学	1993年 京都大学法学部卒業（学士（法学）） 1998年 京都大学大学院法学研究科修士課程（専修コース）修了		
取得学位	修士（法学）		
職 歴	1998年 司法修習生（修習52期） 2000年 弁護士登録（大阪弁護士会） 2006年 株式会社高速（東証プライム）取締役（現職） 2014年 大阪市立大学（現 大阪公立大学）法科大学院非常勤講師（現職） 2018年 京都大学法科大学院特別教授（2023年3月まで） 2018年 株式会社スーパーツール（東証スタンダード）社外取締役（現職） 2023年 法務省 司法試験予備試験審査委員（民法）（2026年2月まで）		
在外研究歴			
社会貢献等			
主要研究業績等			
主 著 等	『本来型の債権者代位権の諸論点についての新たな解釈論の提案』（道垣内弘人ほか編「切り拓く、創る～実践の道程」（中井康之先生古稀記念論文集）456頁 商事法務（2025年）） 『転得者に対する詐害行為取消し・否認の要件』（中島弘雅ほか編「民法と倒産法の交錯——債権法改正の及ぼす影響」111頁 商事法務（2023年）） 『Before/After 民法・不動産登記法改正（共編著・弘文堂（2023年））』 『Before/After 民法改正〔第2版〕』（共編著・弘文堂（2021年）） 『支払不能——支払能力の内容（東京高判昭和33年7月5日金法182号3頁評釈）』（「倒産判例百選〔第6版〕」8頁（2021年）） 『改正債権法コンメンタール』244～317頁（共著）（松岡久和ほか編・法律		

	<p>文化社（2020年）</p> <p>『詐害行為取消後の法律関係における相殺とその制限』（関西法律特許事務所開設五十五周年記念論文集「民事特別法の諸問題 第六巻」845頁 第一法規（2020年））</p> <p>『強制執行手続における配当留保供託後支払委託前の債務者の破産と破産法42条2項本文適用の有無（最決平成30年4月18日民集72巻2号68頁評釈）』（金融法務事情2121号44頁（2019年））</p> <p>『倒産法実務大系』第1章総論（共著・民事法研究会（2018年））</p> <p>『改正債権譲渡禁止特約法制についての4つのありがちな誤解』（事業再生研究機構編「債権譲渡法制に関する民法改正と事業再生」所収 商事法務（2017年））</p>
--	---